



総合労働協約改訂交渉 妥結!

8項目を改善し妥結 (JR四国)

総合労働協約改訂交渉は、8月28日の1回目、9月12日の2回目、9月20日の3回目の団体交渉を行った。組合は、会社を取り巻く状況が厳しい中にもかかわらず、「安全・安定輸送の確保」を第一に、豪雨災害に対する懸命な復旧作業やお客様対応などに奮闘する組合員の努力を訴えてきたが、その結果、今回申し入れた要求項目のうち「添乗旅費増額を含む添乗業務の改善」

「緊急呼出手当の適用範囲拡大」「人事異動の事前通知日数の一部見直し」「無期雇用転換時期の不公平の是正」「有期契約社員時に付与された年休の取り扱いの改善」の5項目について会社側から回答を引き出すことができた。あわせて、1回目の交渉で会社側から回答があった「サポーター社員の賃金引き上げ」「契約社員等の大幅な勤務制度の改善」「賃金計算に伴う時間計算の取り扱い

の改善」の3項目についても、これまで組合が主張していた内容が反映されており、多くの項目で改善を図ることができた。組合は「今回の交渉では多くの項目で改善が図られたが、改善されなかった各種手当及び賃金についても、今後も組合員の声を踏まえ引き続きしっかりと要求していく。特に年間休日増については、要員需給や経費増のため実施が困難との回答であるが、国民の祝日増にあわせて対応するべきである。働き方改革は休養を取る

めにも、「人への投資」をしつかり行うべきである」との考え方を示した。交渉終了後、業務対策委員会を開催し、今回の内容については一定の改善が図られたと判断し、同日17時に妥結した。

36協定は6カ月の期間で締結

36協定については、2回目の交渉において36協定の違反防止の取り組みを図るとともに、特別条項の見直しについて議論した。あわせて、会社より、来年の労働基準法改正等を見据え、労働時間管理の徹底を図る考えが示されたことから、10月以降6カ月の期間で締結した。

3項目を改善し妥結 (ジェイアール四国バス)

ジェイアール四国バスとの総合労働協約改訂交渉は、8月28日の1回目、9月19日の2回目の団体交渉を行った。今回申し入れた要求項目のうち、「脳健診受診対象者の拡大」「保存休暇の適用範囲の拡大(脳健診受診時等)」「再雇用契約社員の賃金改善」について、会社側から回答を引き出すことができた。組合は「今回の脳健診

の受診対象者の拡大や受診に伴う日の保存休暇適用など、組合員の健康管理に対する会社の配慮は大きく評価する。あわせて、昨年に引き続き再雇用の賃金改善が図られたことも組合の主張が反映されたと考えられる。しかしながら、年令給・職能給については改善が図られないことから、今後は無期雇用転換者も含め、組合員がやる気を持って就労できる制度への改善

観音寺バスプラザ 廃止は議論を継続

交渉終了後、会社側から「観音寺バスプラザ廃止」について説明があったことから、今後、解明要求を申し入れ、議論を継続することを確認した。

第3回本部執行委員会開催

9月14日(金) 13時30分より、本部1階会議室において第3回本部執行委員会が開催された。経過報告と議事については次のとおり。

- ・(経過報告) 組織の強化拡大 (団交)
- ・総合労働協約改訂等について (JR四国・ジェイアール四国バス) (支部大会)
- ・高知、本社、愛媛、香川、自動車 (情宣)
- ・教育・広報委員会 (レク)
- ・サークル協議会運営委員会 (部会)
- ・部会三役会議 (自動車)
- ・高速バス車両火災発生について

- ・(青年) アクティブユース (共闘)
- ・大阪北部地震・平成30年7月豪雨災害カンパ (1次集約) について (JR連合)
- ・労働政策委員会
- ・中期労働政策ビジョン策定PT
- ・組織戦略会議
- ・教育・広報担当者会議
- ・安全対策委員会
- ・グループ労組連絡会定期総会
- ・青年・女性委員会定期総会

- ・(議事) ①政治委員会
- ②平成30年度「契約社員賃金引上げ」の妥結承認について (JR四国)
- ③平成30年度「年末手当・賞与」要求の基本的な考え方について (JR四国・ジェイアール四国バス)



今回の改善項目と主な内容

J R 四国

- ① 添乗旅費増額を含む添乗業務の改善
 - ・添乗旅費の増額 (現行2,300円→国内3,600円、修学旅行4,600円)
 - ・添乗業務を行う日は原則として添乗業務以外に従事させない
 - ・従事させる場合は時間外労働として超過勤務手当を支給
- ② 緊急呼出手当の適用範囲拡大
 - ・緊急の場合は呼び出しの事由に関わらず手当を支給
- ③ 人事異動の事前通知日数の一部見直し
 - ・動力車乗務員・車掌研修の終了に伴う発令の事前通知を14日前に
- ④ サポーター社員 (時給適用者) の賃金引き上げ
 - ・駅勤務者等の基本賃金を30円引き上げ
 - ・職種等に「事業開発本部 (通販担当)」を新設
- ⑤ 契約社員の大幅な勤務制度改善
 - ・契約社員の有給休暇 (結婚・忌引等) の新設、諸手当の改善
 - ・エキスパート社員の有給休暇 (結婚等) 等の新設
- ⑥ 無期雇用転換時期の不公平を是正
 - ・平成31年4月1日から無期雇用契約に転換 (平成25年4月1日以降に締結・更新した雇用契約が通算5年を超える者が希望する場合)
- ⑦ 有期契約社員時に付与された年休の取り扱いを改善
 - ・社員の保存休暇に累積される失効年休に契約社員時に付与された年休を含める
 - ・無期契約社員の保存休暇も同様の取り扱いに
- ⑧ 賃金計算に伴う時間計算の取り扱いを改善
 - ・1ヵ月単位で1時間未満の端数整理 (分単位) は行わない

ジェイアール四国バス

- ① 脳健診受診対象者の拡大 (検診費全額会社負担)
 - ・45歳以上50歳未満で特定項目の治療中または各数値が規定値を超える者全員を対象に
- ② 保存休暇の適用範囲の拡大 (脳健診受診時等)
 - ・保存休暇の該当事由項目に、脳健診を受診する場合を追加
- ③ 準組合員 (再雇用契約社員) の賃金改善
 - ・シニアB及びC (構内運転係、デスク、営業係、清掃係) の時給を25円引き上げ

※詳しくは、JR四国労組ニュースNo.2~5及びJR四国労組自動車支部ニュースNo.15、2を参照

